

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	建築物環境衛生管理基準の見直し
規制の区分	拡充
担当部局	医薬・生活衛生局生活衛生課
評価実施時期	令和3年10月
規制の目的、内容及び必要性	建築物環境衛生管理基準は、多くの者が利用する特定建築物についてその環境衛生を確保するためのものであり、特定建築物を取り巻く社会的状況や国際基準、最新の科学的知見に基づいて随時見直しを行うものである。 今般見直すこととした一酸化炭素の含有率の基準及び温度の基準の見直しは国際基準等を踏まえ基準値を改正するものであり、特定建築物における一酸化炭素の含有率及び温度を国際基準に適合したものとし、特定建築物の衛生的環境を確保しを利用する者の健康上の影響を低減させるために不可欠である。
直接的な費用の把握	今般の見直し後の一酸化炭素の含有率の基準及び温度の基準に適合しない特定建築物が存在する場合、当該特定建築物について、見直し後の基準に適合するよう空気環境を調整するための遵守費用が生じる可能性がある。ただし、多くの特定建築物については、今般の基準の見直しに対応するために空気調和設備の更新等を行うことは不要であると想定され、追加的な費用が発生するケースは限定的であると考え。 また、都道府県にとっては基準の見直しに関する周知や指導の強化等が必要となるが、当該業務は現行体制で対応可能であると考え
直接的な効果(便益)の把握	今般の建築物環境衛生管理基準の見直しを行った場合、特定建築物に係る建築物環境衛生管理基準の内容が最新の国際基準や科学的知見の内容に適合することにより、特定建築物の衛生的環境が確保され、公衆衛生の向上及び増進に資すると考える。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	今般の建築物環境衛生管理基準の見直しにより特定建築物の所有者等及び都道府県に若干の負担は生じるものの、多くの者が利用する特定建築物における衛生的な環境を確保し、公衆衛生の向上及び増進に資するものであることから、効果が費用を正当化することは明らかである。
代替案との比較	今般見直すこととしている一酸化炭素の含有率の基準及び温度の基準の見直しの具体的内容は、最新の国際基準及び国内外の疫学研究を踏まえた検討会での議論の結果に基づくものであり、代替案は想定しがたい。
その他の関連事項	「建築物衛生管理に関する検討会報告書」(令和3年7月30日公表)において、①温度について、WHOのガイドライン6)を踏まえ、建築物衛生法においても、温度の低温側の基準を現在の17度から18度に見直すことが適当であること、②一酸化炭素について、WHOが室内空気質ガイドライン7)において7mg/m ³ (6.0ppm(20℃換算)、24時間平均値、長期ばく露、2010年)としたことを踏まえ、建築物衛生法においても、一酸化炭素の基準を現在の10ppmから6ppmに見直すことが適当であること等が示された。

事後評価の実施時期等	建築物環境衛生管理基準の見直しは、特定建築物を取り巻く社会情勢や国際基準の改定等を踏まえて実施すべきものであることから、現時点での見直しは予定していないが、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、当該見直しが行われない場合は、最長でも5年以内に事後評価を実施する。
------------	---